

金融庁への正式報告書

提出日: R7年3月10日

提出者: 木村 俊介

1. コーポレートガバナンス・コード違反（経営陣の監督責任不履行）

前田建設工業は、労働環境の適正な管理を怠り、職場ハラスメントおよび労災隠しが継続的に発生していたにもかかわらず適切な是正措置を講じませんでした。これにより、同社の経営陣は、コーポレートガバナンス・コードに基づく取締役会の監督責任や内部統制の強化義務に違反していると考えられます。

違反条項:

- 原則 4-3（取締役会の責任）：企業の持続的成長のため、経営陣の監督義務を果たさなかった。
- 補充原則 4-3-2（リスク管理）：労災リスクを適切に管理せず、会社の信頼性を損なった。
- 原則 2-2（企業倫理）：労災隠しとハラスメント問題への対応不備により、企業倫理を損なった。
- 原則 4-4（監査の独立性と有効性）：監査委員会が機能せず、内部統制が機能不全に陥っている。
- 原則 4-11（取締役会の構成）：取締役会の独立性が欠如し、自己保身的な判断が行われている。
- 原則 5-2（経営戦略の透明性）：企業の長期的な持続性に関する適切な情報開示を怠っている。

経営陣の監督責任不履行の具体例:

- 2022年10月以降、パワーハラスメントの通報が複数回行われたが、経営陣はこれを放置。
- 内部告発者に対する報復として、懲戒処分を示唆する報告書が作成された。
- 労災申請が阻害され、従業員が私傷病手当の利用を強制された。2024年7月に会社から私傷病手当が適用されると説明を受け、その結果、勤怠表には有休消化後に私傷病となった記録が残っている。

2. 財務報告の不正と監査法人の責任

前田建設工業は、労災申請の阻害と私傷病手当への誘導を行ったことにより、財務諸表における労災関連費用の計上を回避した可能性があります。これにより、企業の会計処理が財務報告基準に違反する疑いがあります。

監督指針違反の詳細:

- **監督指針 3-2-1 (財務諸表の適正性)** → 労災関連費用の未計上による虚偽記載の可能性。
- **監督指針 3-5-2 (内部統制)** → 企業内で労災情報の隠蔽が行われ、財務報告の透明性が損なわれた。
- **監督指針 3-7-1 (粉飾決算の防止)** → 2022 年度・2023 年度における労災隠しによる粉飾決算の可能性があります、人件費および損害賠償引当金の計上に影響を与えたと考えられる。
- **監督指針 3-8-2 (コンプライアンスの適正化)** → 会社の弁護士が助言し、通報者への報復措置を検討したことにより、適正な内部通報システムが機能していなかった。

さらに、監査法人による適切なチェックが行われていない可能性があり、監査基準違反の疑いがあるため、金融庁による厳格な調査が必要です。特に、2022 年度・2023 年度においては、労災隠しのため粉飾決算の可能性があると考えられます。

3. 内部通報システムの機能不全

通報実績と対応:

- 2024 年 11 月に社内通報制度を利用し、コンプライアンス部門に通報を行ったが、適切な対応が取られなかった。この通報は、今回の件が発覚してから行われたものである。
- 調査期間が 2 ヶ月以上に及んだにもかかわらず、最終的に会社側は証拠を全否定し、通報者に対する処分を検討したと社内調査報告書に記録されている。

通報者への報復措置:

- 会社の弁護士の助言に基づき、報復措置が検討されたことが 2024 年 12 月 27 日のメールに記載されている。また、通報者に対し懲戒処分を示唆する対応が行われた。

- 会社側は通報に対し一切の改善措置を取らず、懲戒処分を検討するなど、通報者に対する対抗策を継続した。
-

4. 金融庁への調査・対応要請

✦ 財務報告の不正調査

- ① 前田建設工業の財務報告における労災関連費用の虚偽記載を重点的に調査すること。
- ② 監査法人がこの虚偽記載を見逃していた場合、監査基準違反として追及すべきである。

✦ 企業ガバナンスと内部統制の調査

- ③ 証券取引所と連携し、適時開示義務違反の可能性を検討し、金融機関・取引先への適切な情報開示を義務付けること。
- ④ 前田建設工業に対する緊急ヒアリングの実施。
- ⑤ 2022～2024年度の財務諸表の再監査を指示。
- ⑥ 監査法人の責任を含め、監査業界全体への影響を調査。

✦ 金融市場への影響

- ⑦ 本件の対応が遅れることで、投資家や取引先の信頼が損なわれるため、迅速な調査が求められる。
 - ⑧ 金融機関のリスク管理にも波及する可能性があり、金融市場の安定性確保の観点からも適切な調査が必要。
-

以上、適切な対応をお願い申し上げます。